本則に次の一条を加える。

（下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険料率）

第三条　法第二十条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「第十四条第一項」を「第二条第五項」に、「中小企業者等」を「特定事業者」に、「経営革新に関する計画」を「同法第十四条第一項に規定する経営革新計画」に改め、同号ロ中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改め、同条第四項中「中小企業等経営強化法第二条第三項第二号に掲げる創業者」を「事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第七条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項の表産業競争力強化法施行令第十三条第一号の項中「第十三条第一号」を「第十一条第一号及び第二十条第一号」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第八条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（中小企業者に係るものを除く。）。

第百四十九条第十一号中「（平成十一年法律第十八号）」を削る。

第百五十条第六号中「こと（」の下に「経済産業政策局及び」を加える。

第百六十一条第五号中「こと（」の下に「経済産業政策局並びに」を加える。

第百六十二条第三号中「経営革新計画」の下に「（中小企業者に係るものに限る。）」を加える。

（国土交通省組織令の一部改正）

第九条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

（中小企業政策審議会令の一部改正）

第十条　中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項中「第十七条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

（創業等関連保証に係る保険関係に係る保険料率に関する経過措置）

2　改正法附則第七条の規定により改正法第二条の規定による改正後の産業競争力強化法第百二十九条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係とみなされた改正法第四条の規定（改正法附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係についての第一条の規定による改正後の産業競争力強化法施行令第二十九条の規定の適用については、同条中「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二五パーセント」とあるのは「〇・三四パーセント」とする。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

府令・省令

〇内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）及び産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和三年政令第二百十九号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　梶山　弘志
経済産業大臣　赤羽　一嘉
国土交通大臣　小泉進次郎
環境大臣

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

産業競争力強化法施行規則（平成三十年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第四条） 第二章　削除 第二章の二　事業適応の円滑化 第一節　事業適応計画（第十一条の二―第十一条の六） 第二節　特例措置（第十一条の七―第十一条の二十一）	目次 第一章　総則（第一条―第四条） 第二章　削除 ［新設］